

保護者各位

南山高等学校男子部事務室

令和 8 年度愛知県私立高等学校等奨学給付金の申請について

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低所得世帯(年収約 490 万円相当)を対象に返済不要な給付金を支給する制度です。以下の支給要件等をご確認いただき、申請してください。

【就学支援金、奨学給付金、愛知県高等学校等奨学金（県の奨学金）の違い】

- ・就学支援金…授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金です。生徒が申請し、返済は不要です。
 - ・奨学給付金…授業料以外の教育費のために現金が給付されます。保護者等が申請し、返済は不要です。
 - ・県の奨学金…授業料以外の教育費のために現金が貸与されます。生徒が申請し、返済が必要です。
- 奨学給付金は、就学支援金や県の奨学金と一緒に利用することができ、就学支援金や県の奨学金の額が減額されることもありません。
- ※愛知県以外が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。奨学給付金を申請する前に必ず実施団体へご確認ください。

● 愛知県の給付金を受給することができる方 ……………

生徒・保護者等の全員が次の1・2の条件の全てを満たす場合、給付金を受給することができます。

1 生徒の条件…①②全てに当てはまる必要があります。兄弟の場合は、生徒ごとに条件を確認します。

- ① 平成 26(2014)年度以降に高等学校等(愛知県外の学校を含む)の1年生(1年次)に入学した方
- ② 7月1日時点で就学支援金等を受ける資格がある方
- ◇ 就学支援金等を受ける資格がない方は、他の条件を満たしていても、奨学給付金を受給することはできません。
- ◇ 申請時点で休学中の方や、単位制の学校で学習中断中の方は、11 月末までに復学し給付金を申請した場合は給付を受けられます。

2 保護者等の条件…①②全てに当てはまる必要があります

- ① 7月1日の時点で、次のいずれかに当てはまる方
 - ・生徒の世帯が生活保護世帯であり、「生業扶助*」を受給している世帯
 - * 生活保護受給中の方は、申請する前に社会福祉事務所へ「生業扶助」を受給しているかどうかを確認するとともに、給付金を申請することを相談してください
 - ・保護者等全員の令和8(2026)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯
 - ・所得割額(*)が 18 万 2,500 円未満の世帯
 - * 保護者等全員の令和8(2026)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額
- ② 7月1日時点で住民票上の住所が愛知県内にある方*
 - * 保護者等の住所が愛知県外である場合は、住民票のある都道府県の給付金を申請してください。申請方法は各都道府県へお問い合わせください。
 - * 愛知県外に住民票がある保護者がいる場合でも、生徒と同居する保護者の住所が愛知県内であれば、愛知県の給付金を申請することができます。この場合、申請者となる者は愛知県内に住民票がある保護者である必要があります。

次に当てはまる場合は、給付金を受けることができません！

- ◇ 7月1日時点で就学支援金等を受ける資格がない場合
- ◇ 7月1日時点で生徒が次のいずれかに該当する場合
 - ・退学し、どの学校にも在学していない方
 - ・平成26年度以降に1年生として入学(転学・再入学を含む)していない方
 - ・特別支援学校の高等部に在学する方
- ◇ 7月1日より後に生じた理由で保護者が変更となり、対象世帯に該当することになった場合(死亡・離婚など)
- ◇ 他の都道府県の給付金を受給している場合
- ◇ 保護者等全員の所得証明書類を提出することができない場合(前年または当年に日本国外にお住まいの方は、所得証明書類が発行されない場合があります。お住まいの市町村役場の窓口で確認してください)
- ◇ 生徒が児童養護施設等に入所中であるか、里親の養育を受けており、生徒又は保護者等が児童福祉法の措置費のうち「見学旅行費」または「特別育成費」を支給されている場合(母子生活支援施設に入所中の方はこれらの措置費を支給されていても給付金を受けられます)

● 申請方法等 ……………

1 申請者

生徒の保護者等のうち1名(所得確認は保護者全員分行います)

- ◇ 離婚・死亡・再婚など保護者に変更があった場合は、就学支援金等の保護者等変更手続きを行う必要がありますので、事務室までお問い合わせください。

【裏面に続く】

2 提出先

申請書類の入っていた茶封筒にいれて、**男子部事務室**まで提出してください。
◇兄弟姉妹で別々の学校に在学する場合は、それぞれの生徒が在学する学校へ提出してください。

3 申請期限

2026年9月11日(金)まで（期限を過ぎた場合は受付できない場合があります）

4 支給の方法

学校が代理受給し、授業料引落口座に支給します。
支給は原則年1回、全額を支給します。

5 申請書類

◇申請書類等は、生徒一人について、一式を提出してください。また、この他に学校が指示する書類があれば提出してください。
◇給付額は、7月1日時点で生徒が在学する学校が基準となります。

(1)生徒の世帯が生活保護世帯であり、「生業扶助」を受給している世帯

①高等学校等奨学給付金支給申請書(様式1)

②生活保護受給証明書*(原本、コピー不可)

令和8年7月1日以降に発行されたもので、7月1日時点で生活保護費のうち、「生業扶助」を受給していることが証明されているもの。

- *「生業扶助」を受給していても、生活保護受給証明書に「生業扶助を受給していること」が書かれていない場合は、発行元で記載をしてもらうようにしてください。
- *必ず生徒の氏名が記載された生活保護受給証明書を提出してください。
- *課税証明書は提出しないでください。

(2)保護者等全員の令和8(2026)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が18万2,500円未満である世帯 ((1)に該当する世帯を除く)

① 高等学校等奨学給付金支給申請書(様式1)

② 保護者等全員の令和8(2026)年度の課税証明書、非課税証明書

6 給付金支給額

保護者等の申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額でご確認ください。

課程	生活保護世帯	非課税世帯	合算額が 105,500円未満 世帯	合算額が 105,500円以上 182,500円未満世帯
全日制	52,600円	152,000円	50,670円	38,000円

7 注意事項等

- ◇「生業扶助」を受給する世帯が、申告せずに非課税世帯の額を受給した場合、返還いただきますのでご注意ください。
- ◇海外在住等により保護者等全員の課税証明書等が発行できない場合、給付金を受けることはできません。
- ◇支給された給付金は、生徒の教育費として計画的に活用してください(生業扶助を受給する方は、修学旅行積立金などの生業扶助で措置されない教育費として活用してください)。

■お問い合わせ

南山高等学校男子部事務室（加藤） 052-831-6455（平日 8:30-16:15）

愛知県知事殿

※消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可！
修正する場合は「二重線」で訂正してください！(全ての様式共通です)

- 次の4点を確認の上、
☒ この申請書の記載内容が、事実と相違ありません。
☒ 私は愛知県以外の都道府県に高等学校等奨学給付金の申請は行っていません。
☒ この申請の対象となる(母子生活支援施設の

内容を確認して必ず全てにチェックしてください

めに従いその金額を即時返還します。

申請は行っていません。

親権者2名が保護者等の場合は、生徒と同居する親権者のどちらかを申請者としてください。
氏名は保護者自身が記入してください。

フリガナ	セイ	メイ	ナ	フリガナ	セイ	メイ	ナ								
【申請者】 保護者等① 氏名	姓	愛知				名	太郎								
住所	〒	4	6	0	-	8	5	0	1	愛知県	名古屋	☒ 市 ☐ 郡	中	☒ 区 ☐ 町 ☐ 村	
	三の丸3-1-2														
	電話番号 052 - 954 - 1477														
下記生徒との関係	親権者	☒	未成年後見人	☐	その他	☐	(主たる生計維持者を含む)				生徒本人	☐	(左記の親権者等がない場合のみ)		その他を選択した場合、 生徒との続柄等を記載
	所得確認の対象となる保護者等は ☒ 上記1名のみです ☐ 上記の者を含めて2名(以上)です ※こちらにチェックした場合は、下記にも保護者等を記入してください														
保護者等② 氏名 (2名以上の場合)	親権者2名が保護者等の場合、もう一方の保護者情報を記入してください。ひとり親世帯の場合は空欄のままにしておいてください。														
下記生徒との関係	親権者	☐	未成年後見人	☐	その他	☐									
住所	申請者 に同じ	☐	下段の保護者等の住所が、申請者(上段の保護者)の住所と異なる場合、この欄に住所地进行を記入してください。												
申請区分	(1)課税・非課税証明書で保護者等の所得割を確認し、記入してください(生活保護世帯は記入不要です)														
		市町村民税所得割				都道府県民税所得割				計					
	保護者等①	53,000円				22,600円				a	75,600円				
	保護者等②	円				円				b	円				
					☆所得割の合算額				a+b	75,600円					
	(2)該当するものにその														
	① ☒ 就学支援金()	課税証明書から、市町村民税と都道府県民税の所得割額を転記し、計の欄に合算額を記入してください。 保護者等が2名いる場合、2名分の合算額をa+bの欄に記入してください。													
	該当する申請区														
	☐ 生活保護世帯(生活保護上の生業扶助を受給している世帯)														
	☐ ☆所得割の														
☒ ☆所得割の	該当するものにチェックしてください。														
☐ ☆所得割の合算額105,500円~182,499円															
こちらは使用しません。															

令和8年度高等学校等奨学給付金の支給を申請します。また、下記記載内容に相違ないことを誓約します。

記

フリガナ	セイ	アイチ				メイ	イチロウ												
対象となる 生徒氏名	姓	愛知				名	一郎												
在学学校名	南山高等学校																		
課程名	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ その他					生年月日	☐ 昭和 ☒ 平成		2	2	年		4	月		2	日		
入学年月日	☐ 平成 ☒ 令和		8	年		4	月		1	日	学年	1		年生	上記生徒について、過去に奨学給付金を受給した回数			0	回

記入上の注意	申請日の属する年度の7月1日現在の状況で記入してください。																		
添付資料	1 生活保護世帯 生業扶助を受給中であることを証明する生活保護受給証明書 2 上記以外の世帯 保護者等全員の令和8(2026)年度分の住民税課税・非課税証明書 3 国籍・在留資格等申告書(様式3)(申請区分で③に該当する場合のみ)																		

学 校 記 入 欄

学校コード

債権者コード

年 月 日

愛知県知事殿

次の4点を確認の上、□に✓を付けてください。

☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛知県の求めに従いその金額を即時返還します。

☐ 私は愛知県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。

☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。

フリガナ	セイ											メイ										
【申請者】 保護者等① 氏名	姓											名										
住所	〒					-					愛知県			☐ 市			☐ 区	☐ 町				
													☐ 郡				☐ 村					
電話番号	- -																					
下記生徒との関係	親権者	☐		未成年後見人	☐		その他	(主たる生計維持者を含む)		☐		生徒本人	(左記の親権者等がない場合のみ)		☐		その他を選択した場合、生徒との続柄等を記載					
	所得確認の対象となる保護者等は ☐ 上記1名のみです ☐ 上記の者を含めて2名(以上)です ※こちらにチェックした場合は、下記にも保護者等を記入してください																					
保護者等② 氏名 (2名以上の場合)																						
下記生徒との関係	親権者	☐		未成年後見人	☐		その他	(主たる生計維持者を含む)		☐		生徒本人	(左記の保護者等がない場合のみ)		☐		その他を選択した場合、生徒との続柄等を記載					
住所	申請者に同じ	☐																				
申請区分	(1)課税・非課税証明書で保護者等の所得割を確認し、記入してください(生活保護世帯は記入不要です)																					
			市町村民税所得割				都道府県民税所得割				計											
	保護者等①		円				円				a円											
	保護者等②		円				円				b円											
							☆所得割の合算額				a+b円											
	(2)該当するものにそれぞれ✓をつけてください。																					
	① ☐ 就学支援金(新制度)または学び直し支援金(新制度)の対象者です。																					
	該当する申請区分に✓をつけてください。																					
			生活保護世帯(生活保護上の生業扶助を受給している世帯)																			
			☆所得割の合算額0円~99円(非課税世帯)																			
			☆所得割の合算額100円~105,499円																			
			☆所得割の合算額105,500円~182,499円																			
	② ☐ 就学支援金(経過措置)、新修学支援金または学び直し支援金(旧制度)の対象者です。																					
	該当する申請区分に✓をつけてください。																					
			生活保護世帯(生活保護上の生業扶助を受給している世帯)																			
		☆所得割の合算額0円~99円(非課税世帯)																				
③ ☐ 上記補助金のいずれも対象ではありません。																						
※様式3にて国籍等を申告します。																						
該当する申請区分に✓をつけてください。																						
		生活保護世帯(生活保護上の生業扶助を受給している世帯)																				
		☆所得割の合算額0円~99円(非課税世帯)																				
		☆所得割の合算額100円~105,499円																				
		☆所得割の合算額105,500円~182,499円																				

令和8年度高等学校等奨学給付金の支給を申請します。また、下記記載内容に相違ないことを誓約します。

記

フリガナ	セイ		メイ	
対象となる 生徒氏名	姓		名	
在学学校名	南山高等学校			
課程名	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ その他		生年月日	☐ 昭和 ☒ 平成
入学年月日	☐ 平成 ☒ 令和		年	04月01日
			学年	
				上記生徒について、過去に奨学給付金を受給した回数
				回

記入上の注意	申請日の属する年度の7月1日現在の状況で記入してください。
添付資料	1 生活保護世帯 生業扶助を受給中であることを証明する生活保護受給証明書 2 上記以外の世帯 保護者等全員の令和8(2026)年度分の住民税課税・非課税証明書 3 国籍・在留資格等申告書(様式3)(申請区分で③に該当する場合のみ)

※学校使用欄	
高等学校等奨学給付金の受給権について下記の者に委任します。 住所 愛知県名古屋市昭和区南山町1番地 氏名 学校法人南山学園 理事長 市瀬英昭	
※学校使用欄 <u>この欄は学校から証明を受けてください</u> 上記生徒が令和8年7月1日時点で、 私立 南山高等学校 全日制課程に在学することを証明します。 また、上記生徒は令和8年7月1日時点で就学支援金・新修学支援・学び直し支援金の受給資格を有しております。 年 月 日 学校長 氏名 赤尾 道夫	※審査結果記入欄 ☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯 ☐ 所得割105,500円未満世帯 ☐ 所得割182,500円未満世帯 ☐ 対象外